

粉じん計の校正のご案内

粉じん計の校正を申請されるにあたって必ず当該案内の記載内容をご確認ください。ここに記載の内容をご承知のうえお申し込みいただいたものとして承らせていただきたくお願い申し上げます。

I 校正申請書・粉じん計の送付について

校正をお受けになる場合には、ご面倒でも所定の校正申請書に所要事項をご記入のうえ、校正を受けようとする粉じん計とともに宅急便でお送りください。なお、2回目の校正からは、1回目の校正後にお渡ししている校正証と整備手帳も併せて送付してください。

(1) 校正対象の粉じん計

現在（公社）日本作業環境測定協会で校正を行っている粉じん計は、次の機種^{※1}があります。

(^{※1}メーカー標準仕様の粉じん計に限ります)

測定原理の別	粉じん計のメーカー及び型式	
	柴田科学株式会社	日本カノマックス株式会社
①光散乱式	LD-1H、LD-1L、LD-1H2、LD-3K、	3442
	LD-3K2、LD-5D、LD-5、LD-5R、 LD-6N、LD-6N2	3444
②圧電天秤式		3521

ただし、LD-1L、LD-1H、LD-1H2、LD-3K、LD-5^{※2}、LD-6Nについては、修理等が必要となった場合も、部品入手困難等により修理等には応じられませんのでご注意ください。上記の修理等不能機種で修理等が必要となった場合は、校正が不可能となりますのであらかじめご了承ください。

^{※2}LD-5については初期型（6桁のSERIAL No.の末尾4桁が0400までの機体が対象）のみが修理等不能となっています。

(2) 校正申請書について

別途WEBサイト内に掲示している[校正申請書](#)に必要事項を記入したものをご準備ください。必要事項の記入方法の詳細は本案内書最後に掲載している「粉じん計校正申請書の記入方法」をご参照ください。

(3) 送付について

粉じん計と校正申請書を当センター宛に発払いの宅配便（送料はお客様負担です。着払いで届いたものは校正等費用に含めてご請求致します）でご送付ください。

また、継続校正（初回校正・新品校正以外）の場合は、校正後にお渡ししている校正証、整備手帳も併せてご送付ください。**なお、粉じん計については本体のみで付属品は不要です。付属品をお送りいただいた場合は、そのまま保管して校正後に併せてお返ししますが、万一、付属品が足りないということが生じても一切責任は負いかねますので、あらかじめ本体のみお送りいただくことにご協力いただきますようお願いいたします。**

① 送付方法

粉じん計から基本的にケース、ベルトを取り外し、型式ごとに下記のとおり粉じん計本体のみにしてください。特にベルトは整備、校正作業の妨げになるため、付けたままご送付いただいた場合、取り外して作業をいたします。また、ベルトを取り外せないようにテープ、インシュロック等で固定していた場合も当該固定を解除して取り外しますが、その場合、原状回復はできませんのであらかじめご理解のほどお願いいたします。

LD-1 型、LD-3K 型 (K2 を含む)、 LD-5D 型、LD-5 型、 LD-5R 型※	粉じん計から電池及び電池ケース※を取り外し、感度合わせ用ノブを「SENSI. ADJ」に押し込んでください。 ※LD-5R 型の場合、電池ボックスは本体と一体型なので、電池のみ抜き取りお出しいただく事になります。分粒装置付きで使用しているものは取り外して通常の吸引口を付けた状態にしてお送りください。
LD-6N 及び 6N2 型	<u>標準散乱板</u> を必ず送付してください。分粒装置付き・外部吸引ポンプ式で使用しているものは取り外して通常の吸引口を付け、通常のファン吸引式（取り外していた吸引ファンを取り付けてください）に直してからお送りください。
3521	洗浄カセット、 <u>φ4μm インパクトノズル</u> を装着して送付してください。
3444	分粒装置付きで使用しているものは取り外して通常の吸引口を付けた状態にしてお送りください。

② その他送付に係る注意事項

- 1) 粉じん計所有者は、粉じん計整備手帳の発送時確認チェック表欄で粉じん計発送時の状態を確認、記入の後、ファイルに入れて送付してください。
- 2) 粉じん計の輸送の際の事故やトラブルを未然に防ぐため、次回に粉じん計を発送される際には、粉じん計の本体をエアerpッキン等で保護し、今回精度管理センターがお送りした専用の段ボール箱に入れ送付してください。
- 3) 上記の専用の段ボール箱に入れて宅配便等で送付する場合であっても、保険をかけることをお勧めします。また、新規に粉じん計の校正のお申し込みの場合には、箱に精密機器表示をするとともに、保険をかけることをお勧めします。
- 4) 一つの箱に複数台の粉じん計を入れての送付はお控えください。
- 5) データ、測定条件等の保存等について

校正時の粉じん計の設定は校正作業時に基本的に初期設定となります。データ、測定条件設定等の保存等が必要な場合は、申請者があらかじめそれらを保存して、送付してください。また、校正後にご使用されるにあたって設定条件等をご確認のうえ、必要に応じて再設定等をお願いいたします。

万が一、校正中に蓄積されたデータが消失した場合や当方の初期設定操作による直接・間接の損害については、当協会は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

Ⅱ 受付から校正終了まで

受付時にお預かりした粉じん計の動作確認をいたします。その後、新品校正を除き、整備を行います。整備時に修理等が必要になった場合はお客様の同意を得たうえで修理等を実施し、校正を行います。

較正終了後、最後に動作確認を行い、お客様にお返しいたします。修理等を要することがなく進めばお預かりからお返しするまでの期間は基本的3週間程度いただいております。

(1) 整備について

様々な条件下で使用されていた粉じん計は、外観検査、動作確認だけでは把握しきれない機械内部の汚れ、部品の破損、故障等が生じている可能性があります。不具合があるままでは較正を実施しても、国が定める較正基準を満たすことができない可能性が考えられます。また、粉じん計の機器としての一定の機能の維持管理とこれを用いた測定の精度管理の観点から、較正実施前に、原則として新品を除くすべての粉じん計について整備を実施しております。

(2) 修理等^{※1}について

整備・較正の過程で粉じん計を修理等を行わなければならないことが、あるいは、修理ができない状況^{※2}が判明した場合には、申請者にその旨をご連絡いたします。修理が可能な場合については、修理等箇所及び修理等の見積金額をご連絡いたします。申請者が修理等に同意された後、修理等をさせていただきます。

このため、お預かりした粉じん計をお返しするまでの時間を、通常より多くいただく場合があります。納期については実際の状況に応じて別途ご相談となります。

なお、修理ができない状況が判明した場合や修理等不能機種で修理等が必要となった場合は、較正が不可能となりますが、その場合も、それまでにかかった費用を請求させていただきます。また、修理等可能機種で修理等が必要となった場合で、修理等を行わず較正を断念された場合も同様となります。

修理等代金については、別途申請者あてに請求書を発行いたします。

※1 修理等

- ① 当協会で行う修理等とは、原則として、較正の過程で修理等(修理等に係る部品交換を含む)が必要なが判明した場合であり、それ以外は、次項「X 異常申立てについて」に当たる場合と修理等を行うことにより再較正も要する場合を除き、単なる修理等、部品交換、部品販売は行っておりません。

このため、較正を受けた後の粉じん計を、2週間を超えて使用した後に不具合が生じた場合で、当該不具合の修理等のみならず、引き続き較正器として使用されることをご希望の場合、あらためて粉じん計較正申請をしていただきますようお願いいたします。受け付け後、整備段階で不具合箇所の特定等を行い、掛かる費用等のご連絡をいたします。当該修理等に同意いただきました場合、その後の較正に進むことは通常の整備・較正同様です。詳細についてはお問い合わせください。

なお、単なる修理等、部品交換、部品購入だけをご希望で再較正は不要という場合は、当該粉じん計取り扱いの代理店又はメーカーに、その旨をお伝えの上、当該修理等、部品交換、部品購入をご依頼してください。

- ② この修理等には次に示す「特別クリーニング」が含まれます。

特別クリーニングについて (WEB サイト内「特別クリーニング料の設定について」参照)

特別クリーニングを実施した場合、通常よりさらに1週間程度(特別クリーニング2の場合はさらに期間を要します。)お預かり期間も長くなります。お預かりした粉じん計に特別クリーニングが発生する場合は原則として修理時同様、費用見積額をお知らせし、特別クリーニングの実施同意をいただいたうえで作業を進めさせていただくことになります。

また、特別クリーニングが必要な状態とは基本的に次のものを対象としています。

1) クリーニング 1

お預かりした粉じん計の BG 値[†]13 以上、または SPAN 安定性が 5 % 以上

2) クリーニング 2

お預かりした粉じん計の BG 値[†]20 以上、または SPAN 安定性が 6 % 以上

なお、上記は光散乱式粉じん計を想定したものです。メーカー・型式によって表示等が異なる場合もあります。また、圧電天びん式については別途、メーカー見積による対応となります。

[†]ここでいう BG 値は粉じん計内部で設定される値ですが、粉じん計の型式によりユーザー自身で確認できるものと確認できないものがあります。

※²修理ができない状況

- ① 重機等で破損させたと疑われる全損に近い状況
- ② 明らかに水を含む液体を吸引した状況

上記については、お預かりした時点の外観から確認不可である内部検出器、電子部品等が、このような状況に該当する場合も想定されるため、お預かりした時点の外観検査、動作確認では把握できずに、整備の段階で機器内部についてこのような状態が認められる場合もあり得ることをあらかじめご承知おきのほどお願いいたします。

(3) 納期について

当センター受け付け後から 3 週間（運送にかかる日数、休祝日を含めて。）を目途とお考えください。お預かりした粉じん計の返却の期日指定は承ることはできません。

ただし、次の場合、通常より納期が掛かることがありますので、別途ご相談となります。

- ① 当該粉じん計に修理等が発生した場合
- ② 一度に複数台の較正申請をされた場合
- ③ 夏季及び年末年始、ゴールデンウィーク等の長期休暇時期
- ④ 繁忙期

上記③の時期を含めて、その他、年度末及び年度初め等

較正の申請におかれましては、この点をあらかじめご承知おきの上、ある程度の余裕をもってお申し込みいただけるようお願いいたします。

(4) 較正の実施について

国の定めた較正基準[※]に基づき較正を実施します。

[※][相対濃度指示方法による測定機器の較正基準について（平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331041 号）](#)

(5) 出荷時確認作業

較正実施後、最終的な動作確認等を行います。

(6) 出荷（お届け）

粉じん計本体に較正を受けたことを証する較正シールを貼り付けたうえで、較正証等必要書類を整えお返しいたします。当センターで粉じん計を梱包し、申請者あてに「発払い」にて送付します。

ただし、あらかじめ「着払い」ご希望の連絡があった場合は、諸経費（梱包代等）のみ 1,100 円（消

費税込)を請求いたします。

なお、較正実施後、メーカー等で較正試験項目に係る修理を行い、感度計数値が変更された時は、再度較正が必要となります。較正証は、当該粉じん計が較正を受けたことを証する書類ですので大切に保管してください。

較正証を紛失又は破損した場合は、あらたな較正申請時に較正申請書により又は随時、較正証再発行申請書(当センター所定用紙)により再発行を申請してください。

Ⅲ 粉じん計較正等に係る費用(1台につき)【消費税率10%適用】

1. 粉じん計較正等に係る費用(1台につき)

	法人会員※ ¹	その他
較正料	24,200 円(消費税込)	同左
整備料(新品※ ² の場合を除く)	13,200 円(消費税込)	同左
粉じん計発送手数料	1,452 円(消費税込)	同左
諸経費(梱包代等)	605 円(消費税込)	1,100 円(消費税込)
合計額	39,457 円(消費税込)	39,952 円(消費税込)

※¹申請者が法人会員の場合に適用されるものです。なお、直接窓口取引、専用ケース等の場合、発送手数料、諸経費(梱包代等)が変わります。詳しくはお問い合わせください。

※²メーカー及び販売ディーラーより当方へ直送の未使用の較正依頼品に限ります。

2. トレーサビリティ証明書発行に係る費用(1台、1通につき) 16,500 円(消費税込)

3. 較正証再発行手数料(1台、1通につき) 2,200 円(消費税込)

4. 修理等に係る費用

整備作業の段階で不具合箇所が認められた粉じん計を修理した場合に掛かる費用です。費用は修理内容ごとの実費見積額となります。

Ⅳ 料金支払い方法

1. お支払い方法

較正終了後、粉じん計とともに請求書を同封しますので、翌月末日までに下記の銀行口座に振り込んでください。なお、振り込みに係る手数料は、申請者の負担とさせていただきます。請求額に対して、振込手数料を差し引いて振り込まれた場合は、別途、差額を請求させていただきます。

2. 返金について

粉じん計の整備・較正費用等で、お客様がお振込み後、何らかの理由で当該費用等を返金する場合は、当方に過ちがない場合において入金額から振込手数料を差し引いてお振込みいたします。なお、振込手数料が入金額と同額以上の場合、返金いたしかねますのでご了承ください。

振込先 三井住友銀行 東京公務部(店番号 096)

口座番号 普通 No.899725

口座名義人 (公社)日本作業環境測定協会 精度管理センター

フリガナ シャニホンサキョウカンキョウソクテイキョウカイセイトカンリセンター

V 異常申立てについて

粉じん計到着後、直ちに動作確認を実施し、異常の有無を必ず確認してください。測定で使用する前に正常動作をご確認いただいたことで問題なく、較正が終了した粉じん計の納品が完了したこととご理解賜りますようお願いいたします。

このような観点から、較正後の異常申立ては、原則として粉じん計発送日から2週間以内に限り受け付けます。異常申し立てを行われる場合、お手数ですが、当協会にその旨、ご連絡いただいたうえ、当該粉じん計をお預けください。原則として無償で対応いたしますが、当該異常が申請者の責による場合については、これに掛かる技術料、修理代等を別途請求させていただきます。

※異常申立て期間中の宅配便料金は、当協会にて負担いたしますので、「着払い」にてお送りください。

◎不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

厚生労働省登録較正機関
(登録番号 1) (公社)日本作業環境測定協会

(公社)日本作業環境測定協会 精度管理センター
〒136-0071 東京都江東区亀戸1丁目28番地6号 タニビル3階
TEL 03-6807-0190 FAX 03-6807-0191

粉じん計校正申請書の記入方法

- ・粉じん計校正申請書の区分「会員、非会員、ディーラー」の欄を○印で記入してください。
(会員、非会員の区別は日測協の会員か非会員、ディーラーは販売業者)
- ・「①名称」欄は、略称ではなく正式の名称を正確に記入してください。
- ・「③担当部署」「④担当者」欄は、連絡を差し上げる場合がありますので、担当部署、氏名を正確に記入してください。
- ・申請者が当協会の法人会員の場合は申請者情報記入欄の⑧会員番号を記入してください。
※会員番号(法人会員)の記入がない場合は、非会員扱いとして、費用を請求させていただくことがありますので、ご注意ください。
- ・「所有者」の欄は、申請者と所有者が同一の場合は、再度記入する必要はありません。
- ・粉じん計の型式、製造番号、校正証番号は、正確に記入してください。
過去に当協会で校正を受けていない新規お申し込みの粉じん計の場合は、「校正証番号」欄に記入する必要はありませんが、感度計数値等が明記されている検査表等の書類を必ず添付してください。
- ・使用目的記入欄
(1) ずい道等建設工事現場の測定から(7)特例許可測定に係る測定の7つの選択肢のうち、実際の使用状況に当てはまるもののうち、主たるものひとつに○印をしてください。
- ・トレーサビリティ証明書を希望する粉じん計は、トレーサビリティ証明書の欄の「要」に○印を記入してください(トレーサビリティ証明書については、別料金となります)。
- ・校正証をなくされた場合は、校正証等再発行欄の「要」に○印を記入してください。(再発行については、別料金となります。なお、校正申請時以外で再発行をご希望される場合は、別途準備している「校正証再発行申請書」によりお願いいたします。)
- ・申請台数、申請者名を必ず記入してください。なお、一度の申請台数が6台を超える場合は、あらたに準備した申請書に7台目以降の粉じん計の情報(型式、製造番号、校正証番号等)のみを記入したものを併せてお送りください。
- ・2枚複写の申請書をご使用の場合は、(正)の方を送付ください。(副)の方は、申請者の方が、保存してください。(当協会WEBサイトから申請書pdfを印刷して用いた場合、原紙の複写は、必要に応じて申請者においてお願いいたします。)